

福井県第三者評価機関認証委員会および福井県第三者評価基準等委員会運営要領

1 目的

この要領は、福井県が「福祉サービス第三者評価事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」（平成17年4月1日付け地福第586号福井県健康福祉部長通知）5の規定に基づき設置する福井県第三者評価機関認証委員会（以下「認証委員会」という。）および福井県第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 認証委員会

(1) 業務

認証委員会は、次に掲げる業務を行う。

- ア 第三者評価機関の認証に関すること
- イ 第三者評価に関する苦情等への対応に関すること
- ウ その他第三者評価の推進に関すること

(2) 委員の定数等

認証委員会の委員は、定数を6人とし、大学教授、法曹関係者、マスコミ関係者、経済関係者、民生委員・児童委員、関係行政庁職員の公益を代表する者の中から福井県知事が委嘱する。

(3) 委員の任期

- ア 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- イ 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員長

- ア 認証委員会には、委員の互選による委員長を置く。
- イ 委員長は、会務を総理し、認証委員会を代表する。

(5) 会議

- ア 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- イ 会議は、委員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することはできない。
- ウ 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 基準等委員会

(1) 業務

基準等委員会は、次に掲げる業務を行う。

- ア 第三者評価基準および第三者評価の手法に関すること
- イ 第三者評価結果の取扱いに関すること
- ウ 評価調査者養成研修および評価調査者継続研修に関すること
- エ 第三者評価に関する情報公開および普及・啓発に関すること

(2) 委員の定数等

基準等委員会の委員は、定数を12人とし、大学教授、法曹関係者、医療・保健関係者、関係行政庁職員の公益を代表する者および福祉サービスの提供者、福祉サービスの利用者の中から福井県知事が委嘱する。

(3) 委員の任期

ア 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

イ 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員長

ア 基準等委員会には、委員の互選による委員長を置く。

イ 委員長は、会務を総理し、基準等委員会を代表する。

(5) 会議

ア 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

イ 会議は、委員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することはできない。

ウ 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(6) 作業部会の設置

ア 基準等委員会に、上記「3(1)業務ア」のうち、第三者評価基準の策定業務を円滑に進めるため、高齢者施設部会、障害者・児施設部会、保育所・児童入所施設部会の専門的な3つの作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

イ 各部会は、基準等委員会委員および福祉サービスの提供者の役職員、関係行政庁職員の中から委員長が指名する若干名の者により構成し、基準等委員会委員を部会長とする。

ただし、一つの部会に指名する基準等委員会委員が複数いる場合は、委員長が指名する者を部会長とする。

ウ 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

エ 各部会は、第三者評価基準の策定にかかる委員長が予め定めた事項について検討し、各部会長は、基準等委員会にその報告を行う。

4 守秘義務

本運営要領に基づき、その業務等に関係する者は、その過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

5 庶務

認証委員会および基準等委員会ならびに部会に関する庶務は福井県健康福祉部地域福祉課において処理する。

6 委任

実施要綱およびこの要領に定めるもののほか、認証委員会、基準等委員会および部会の運営に関し必要な事項については、それぞれの委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年5月27日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成23年3月17日から施行する。
- 4 この要領は、平成27年7月1日から施行する。